

外務職員の研修に関する省令の一部を改正する省令

外務職員の研修に関する省令（昭和二十七年六月十九日外務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「外務公務員採用I種試験若しくは国家公務員採用I種試験」を、「国家公務員採用I種試験若しくは国家公務員採用総合職試験」に改める。

第四条第一項中、「外務公務員採用I種試験又は国家公務員採用I種試験」を、「国家公務員採用I種試験又は国家公務員採用総合職試験」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十号

外務省研修所研修規則（昭和五十八年四月十二日外務省令第三号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

外務大臣 岸田 文雄

外務省研修所研修規則の一部を改正する省令

外務省研修所研修規則（昭和五十八年四月十二日外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中、「国家公務員採用I種試験合格者」の下に、「国家公務員採用総合職試験合格者」を、同条第五項中、「国家公務員採用II種試験合格者」の下に、「国家公務員採用一般職試験合格者」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

○会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年四月一日

会計検査院長 山浦 久司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局総務検査課の事務分掌事項欄中、「独立行政法人平和祈念事業特別基金」を削り、

同表第三局環境検査課の事務分掌事項欄中、「財団法人民間都市開発推進機構」を、「一般財団法人民間都市開発推進機構」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第百三十号

宮城県登米市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年五月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは囑託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

一 申出は、口頭でも差し支えない。

二 申出の手続について分からないことがあれば、登米市役所又は仙台法務局登米支局に照会すること。

平成二十五年四月一日

法務大臣 谷垣 禎一

宮城県登米郡米谷町字天神前十四番地

同町字天神前十四番地

○法務省告示第百三十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月一日

法務大臣 谷垣 禎一

認証紛争解決事業者の名称及び住所

新潟県司法書士会

新潟市中央区笹口二丁目十一番地十五

認証年月日

平成二十五年三月十二日

○財務省告示第百六号

電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令（平成十七年財務省令第五号）第二条第一項及び第三項に基づき、同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件（平成十七年三月財務省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

表会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九條の四第一項に規定する保証金及び第二十九條の九第一項に規定する契約保証金の項中、「林野庁国有林野部の歳入歳出外現金出納官吏」を、「林野庁林政部の歳入歳出外現金出納官吏」に改める。

○財務省告示第百七号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

神戸税関税関支署の項中、「鳥取県境港市昭和町九」を、「鳥取県境港市昭和町十一―十八」に改める。

○財務省告示第百八号

行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

神戸税関税関支署の項中、「鳥取県境港市昭和町九番地」を、「鳥取県境港市昭和町十一番地十八」に改める。

○財務省告示第百九号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十八条第五項及び第三十二条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替

取引業者を指定する件（平成二十年財務省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

題名中、「第二十八条」を、「第三十三条」に、「第三十二条」を、「第三十七条」に改める。柱書き中、「第二十八条」を、「第三十二条」に、「第三十二条」を、「第三十七条」に改める。第一号中、「第三十三号」を、「第三十六号」に改める。

○財務省告示第百八号

農林水産省、厚生労働省、環境省、経済産業省、告示第八号 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第二条第六項の規定に基づき、平成二十五年四月一日付けをもって主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 茂木 敏充

環境大臣 石原 伸晃

（次のよう）は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○財務省告示第百十一号

農林水産省告示第十一号 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十五年農林水産省令第五号）の施行に伴い、及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十二号の下欄の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省告示第三十六号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年四月一日

財務大臣 麻生 太郎

農林水産大臣 林 芳正

農林水産大臣 林 芳正